

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第 8 条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	LI Na (り な)
○学位の種類	博士 (法学)
○授与番号	甲 第 1122 号
○授与年月日	2016 年 9 月 25 日
○学位授与の要件	本学学位規程第 18 条第 1 項 学位規則第 4 条第 1 項
○学位論文の題名	中国信託業に係る規制のあり方に関する研究 ：中国『信託業法』の制定に関する比較法的考察
○審査委員	(主査) 岸本 雄次郎 (立命館大学大学院法学研究科教授) 二宮 周平 (立命館大学法学部教授) 品谷 篤哉 (立命館大学法学部教授)

<論文の内容の要旨>

本論文の目的は、「信託業法」が制定されていない中華人民共和国において同法を制定することを提言することにある。

中国では、銀行システムの外での資金保有量が膨張し、投資先を求めるニーズが高まる中、「シャドーバンキング」の規模が拡大している。これは、金融監督のグレーゾーンで形成され、流動性リスク、信用リスク及びシステムミック・リスク等が潜在的なリスクとして挙げられている。近年は、その急速な拡大ペースに当局の対応が追いつかず、システムミック・リスクが顕在化している。かくして、中国の金融市場に悪影響を与えていると思われる一方で、シャドーバンキングについては、不完全な銀行制度を補い、実体経済の資金需要を満たすなど、その役割を評価する見方も提示されている。このシャドーバンキングを背景とする理財商品の代表として圧倒的な存在感を放っている銀信理財商品は、商業銀行の投資商品でありながら信託商品の性質をも帯有するが、既述の通り、中国には信託業法が存しないので、これに対する金融監督が十全ではない。ゆえに、上述のリスクが懸念されているわけである。

上記の問題意識に関して、まず、中国版「シャドーバンキング」の範囲及び理財商品の種類を検討することを通じて、理財商品及びその代表としての銀信理財商品の中国金融市場におけるプレゼンスを明らかにする。銀信理財商品の前年比増加量は 2014 年が 41.7%、2015 年が 31.4%であり、2015 年末残高は 4 兆元に達している。

次いで、銀信理財商品に関連する問題点を検討し、その現状のネガティブ面及び原因

に関して、学説上及び実務上の各視座から考察を展開する。銀信理財商品の発展は、預貸比率規制・貸出総量規制・自己資本比率規制等の厳しい監督の回避によるところが大きい。

そして、比較法的研究として、日中台の信託制度にかかる比較を通じて、中国に信託業法を導入すべき理由およびその方法論につき追究する。信託は英米法の法域に特有の法制度であったため、大陸法系に属する日本の信託法・信託業法の導入の立法過程は、大陸法系という共通点を有する中国にとっての重要な指針となる。台湾は、日本の立法に倣い、「信託業法」を制定し、独自の道を開拓している。中国においても、台湾の知見に基づき、日本「信託業法」を倣い、統一的な「信託業法」を制定すべきと結論づける。

以上の比較検討を踏まえて、中国における「信託業法」制定の必要性、及び業際規制、参入基準と行為規制に関する内容について展開し、「信託業法」の制定に対する進むべき道を論ずる。

まず、信託財産の所有権の帰属を明確にすべきである。中国の信託法では、当初信託財産については、「委託者から受託者への委託」という表現となっている。「委託者から受託者への移転」を本質とする「本来の信託」とは異なるため、何をもって信託とするかが不分明になっている。また、信託業の位置付けを明確にすべきである。これが不分明であるゆえに、銀信理財業務に対する監督も不十全となっている。加えて、善管注意義務概念の導入、利益相反概念の明確化等が図られるべきである。さらに、分業主義からの転換および金融監督協調システムの構築により、金融監督の効率化・実効性の確保を図るべきである。

エピローグとして、今後の研究課題を示す。すなわち、投信業務・資産流動化業務等が頗る発展している日本と台湾との比較を通じて、投信法・資産流動化法などの特別法及びこれらの業務を如何にして整備するか、である。

<論文審査の結果の要旨>

本論文は、現状「信託業法」が制定されていない中国が、日本・台湾の立法過程に倣って同法を導入することを提言するものである。

2008年の世界金融危機後の中国当局による積極的な財政政策及び金融緩和政策は、有効需要というより強制需要を大量に創出し、その反射として供給過剰産業の淘汰や効率化を抑制することとなった。世界の工場たる中国のこの過剰設備の問題と、預貸比率規制や貸出総量規制を回避するために膨張し続ける銀信理財商品のリスク管理が徹底されていないことは、両者が相俟って、頗る深刻かつ世界的なバランスシート不況を招来するおそれがある。中国の銀信理財商品の適切な監督・コントロール態勢の構築は喫緊の課題であり、その観点からも本論文の社会的意義は大きいといえよう。

管見によれば、中国版シャドーバンキングおよび銀信理財商品への懸念に対するソリ

ューションとして信託業法の制定を提示する手法は、これまでに存しない。このように実務と理論との架橋として位置づけることができる本論文の特徴は、(1)中国における信託概念の明確化、(2)真正なる信託業の再定義、(3)金融機関への監督体制の再構築、を信託業法制定の前提としているところである。すなわち、(1)信託の特徴である「委託者から受託者への財産の移転」を必ずしも不可欠の要素としていないと思われる中国の現行信託法の下では、何をもって信託とするかが不分明である。(2)信託概念の不明確性は信託業概念も不明確性とし、ひっきょう信託業の監督対象も不分明となる。(3)業際自由化が世界的潮流であるにもかかわらず表向きは分業主義を採り続けている現状の不都合を解消し、金融機関別監督から業務別監督への転換を図らなければ、監督が空白となる業務が生じることが不可避となってしまう。

このように、本論文は、比較法的考察や実務上の調査を入念に行い、一定の知見を得たうえで、先行業績がほとんど存在しない提言に至ったものである。本論文は、今後、中国において信託業法を立法する際の不可欠の文献になったといっても過言ではない。

以上により、公聴会での口頭試問結果を踏まえ、本論文は博士学位を授与するに相応しいものと判断した。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公聴会は2016年7月15日9時半から11時半まで、立命館大学衣笠キャンパス洋洋館6階研究会室1で行われた。

主査および副査は、公聴会の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。すなわち学位申請者は、真正なる信託業と英米法の信託制度の本質との関係、シャドーバンキング問題の最も主要な部分をなす銀信理財商品を信託法・信託業法の制定によって規制することの可能性、顧客・商業銀行間と商業銀行・信託会社間の2つの信託が重なる場合の法律構成、所有権移転に対する中国の法意識、日本・台湾・中国を比較検討する意義などの質問に的確に回答した。また、大学学部卒業後は大学院の修士課程および博士課程で研究に専念してきたのみで、金融機関等での勤務経験を一切有していないにもかかわらず、金融実務に関する事項につき実務書をも入念に渉猟し、本論文において正確な理解に至っていることが高く評価された。

もっとも、リスクとその対処は多種多様であり、信託業法の制定及びそれに伴う開示規制により対処されるべきリスクもあれば、他の方法による対処が望ましいリスクもある。リスクとその対処に関する検討については様々な角度からもっと深く究明して精緻化する必要があると思われる。しかし、リスクに関する検討は今後の課題として把握されるべきであり、検討が将来に先送りされるとしても本論文の有する意義をいささかも減ずるものではない。

また、本論文の内容および公聴会での質疑応答から、学位申請者が日本語文献の読解力と日本語の会話能力の両面において大変優れていることが確認できる。

したがって、本学学位規程第 18 条第 1 項に基づいて、博士（法学、立命館大学）の学位を授与することが適当であると判断する。